

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成18年4月1日基本規程第15号。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
福島県立医科大学大学院看護学研究科情報教育機器賃貸借 1式
- (2) 本案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 機器の賃貸借期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市光が丘1番地）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、福島県立医科大学大学院看護学研究科情報教育機器賃貸借入札参加申請書（第1号様式）に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、令和8年1月9日（金）正午までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

当該資格の確認結果については、福島県立医科大学大学院看護学研究科情報教育機器賃貸借入札参加資格確認通知書（第2号様式）により別途通知する。

(1) 業務経歴書（第1号様式の1）

本物件と同等規模のコンピュータシステム等の納入実績等を記入すること。

(2) 技術仕様書（第1号様式の2）

提案するシステムが仕様書を満たし、かつ、そのことが明確に判断できる内容を記載した書類を作成すること。

なお、システムの全体構成図を添付するとともに、必要に応じてカタログ等機器の仕様を確認できる書類を添付すること。

(3) 入札保証金納付免除申請書（第7号様式、第7号様式の1及び第7号様式の2）

下記7の(3)に該当し免除となる場合には、申請書に記載の書類を添付して提出すること。

(4) 申請書類の規格及び提出部数

申請書類は、A4縦使い、左綴じを原則（A3判等は、A4判に折り込むこと。）とする。

なお、提出部数は、2部とする。

5 入札書等の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の問い合わせ先

郵便番号960-1297 福島県福島市光が丘1番地

福島県立医科大学附属学術情報センター

電話番号 024-547-1682

ファクシミリ 024-547-1996

電子メール nyusatsu@fmu.ac.jp

(2) 入札説明会

開催しない。

(3) 入札参加申請書の提出期限及び場所

上記(1)に示す場所に令和8年1月9日（金）正午まで必着とする。

なお、郵送により提出する場合は書留郵便により行うものとし、同日正午必着とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月19日（月）午後13時15分

福島県立医科大学附属学術情報センター 1階会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第4号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(4)に指定する日時及び場所へ提出すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
- ア 福島県立医科大学大学院看護学研究科情報教育機器賃貸借入札参加資格確認通知書（第2号様式）の写し
 - イ 委任状（第7号様式） 代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 入札保証金の納付が必要な場合は、納付したことを証明する書類
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を上記5の(4)で指定する日時までに納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で納めるものとするが、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第8条第3項各号に規定する有価証券の提出をもってこれに代えることができるものとする。
- (3) 契約細則第9条各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交しを行わないときは公立大学法人福島県立医科大学に帰属させるものとする。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (5) 初回入札が無効（ただし、下記1.2の(4)～(6)に該当する場合を除く）となつた者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることができます。）
 - イ 福島県立医科大学大学院看護学研究科情報教育機器賃貸借入札参加資格確認通知書（第2号様式）の写し
 - ウ 再度の入札に使用する印鑑
 - エ 委任状（第7号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - オ 予備の入札書用紙（第6号様式）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、別紙質問書（第3号様式）により公立大学法人福島県立医科大学附属学術情報センターに令和8年1月7日（水）正午までに公立大学法人福島県立医科大学附属学術情報センターに必着するよう直接、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
なお、法人公式ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、代理人を出席させること。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3及び4の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、契約細則第 23 条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、契約細則第 31 条第 1 項第 6 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第 39 条第 3 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第 52 条により準用する財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1、契約権者及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）による。

17 入札後の異議申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は

錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じである。

別記 1
○福島県財務規則

昭和三十九年三月二十五日
福島県規則第十七号
改正 昭和三九年八月一日規則第七三号
(略)
令和四年七月二二日規則第三七号 (抜粋)

(契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七から十一まで (略)
- 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三から十八まで (略)

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）

一部改正 平成20年3月31日細則第9号

（略）

一部改正 令和7年5月1日細則第4号 抜粋

（競争に参加させることができない者）

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（入札保証金）

第8条 1～2 （略）

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規

模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(随意契約によることができる場合)

第31条 会計規程第17条に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 国、地方公共団体その他の公益法人と契約するとき。
- (5) 外国で契約するとき。
- (6) 競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないとき。
- (7) 落札者が契約を結ばないとき。
- (8) 農場、工場、試験所その他これに準ずる者の生産に係る物品を売り払うとき。
- (9) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (10) 予定価格が次に掲げる契約の種類に応じた額以下の契約をするとき。

ア 工事又は製造の請負	400万円
イ 財産の買入れ	300万円
ウ 物件の借入れ	150万円
エ 財産の売払い	100万円
オ 物件の貸付け	50万円
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

(11) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。

- 2 前項第6号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第7号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上(工事等の請負契約にあっては、100分の10以上)の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 福島県債証券	額面全額
(2) 国債証券	額面全額の10分の8
(3) 地方債証券(福島県債証券を除く。)	額面全額の10分の8
(4) 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8